



Customs and Trade News

2026 年度税制改正大綱 関税関連の主な改正点

December 2025

In brief

2025 年 12 月 19 日、自由民主党および日本維新の会(与党)より令和 8 年度の税制改正大綱(以下、「2026 年度税制改正大綱」)が公表されました。今後、本大綱に基づく税制改正法案が通常国会での審議を経て、2026 年度税制改正の内容が確定する見込みです。

本ニュースレターでは、2026 年度税制改正大綱における改正内容のうち、関税に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更の可能性がある点をご留意ください。

In detail

1. 個人使用貨物の「課税価格決定の特例」廃止

概要

日本では、これまで個人使用を目的とした輸入貨物に限り、課税価格を海外小売価格の 6 割とする特例(課税価格決定の特例)が設けられていました。この特例は、商業貨物(卸売価格)と個人使用貨物(小売価格)との間の課税の公平性を確保するため、海外旅行のお土産品等を対象とすることを念頭に導入されていました。

しかし、今回の税制改正大綱では、この「課税価格決定の特例」が廃止されることとなりました。これにより、今後越境 EC サイトを利用し国内消費者に販売していた輸入貨物の課税価格は、通常の輸入貨物と同等の扱いになります。

背景

昨今、EC サイトを利用した個人輸入が拡大しています。こうした状況の中、国外事業者が日本の消費者へ直接商品を小売価格で販売・発送するケースと、国内小売業者が商業貨物として卸売価格で商品を輸入し販売するケースとの間で、価格の差が縮小しています。さらに、この特例によって生じる課税価格差が国内外の事業者間の競争上の不均衡をもたらすようになりました。また、日本国内では、国内再販売を目的として貨物を輸入する者が、個

人使用貨物と偽り、不正に当該特例を利用する事例も発生しています。このような背景をふまえ、今般の税制改正で当該特例が廃止されることとなりました。

課税価格決定の特例による課税価格格差(イメージ)

小売価格・販売価格:50,000円

関税率:10%

1 6割の特例適用が有る場合 (個人使用貨物)

関税 課税価格 × 関税率 = $(50,000\text{円} \times 0.6) \times 10\% = 3,000\text{円}$

消費税 (課税価格 + 関税) × 10% = $(50,000\text{円} \times 0.6 + 3,000\text{円}) \times 10\% = 3,300\text{円}$

2 6割の特例適用が無い場合 (商業貨物)

関税 課税価格 × 関税率 = $50,000\text{円} \times 10\% = 5,000\text{円}$

消費税 (課税価格 + 関税) × 10% = $(50,000\text{円} + 5,000\text{円}) \times 10\% = 5,500\text{円}$

影響

課税価格決定の特例の廃止により、消費者個人に直接販売される商品としてECサイトを通じて輸入販売されていた貨物に関し、過去に特例の適用により課税価格1万円以下の関税の無条件免税を受けていたとしても、今後の輸入では、関税等が課される可能性があります。さらに、これまで課税対象となっていた商品についても、関税・輸入消費税額が増える可能性もあります。また、不正申告に対する監視も強化されることが考えられるため、より適切な課税価格の設定が重要となります。

2. 不当廉売関税に係る迂回防止制度創設

概要

不当廉売関税とは、不当に低い価格で日本に向けて輸出販売されることにより、輸入国の国内産業に損害を与える貨物に対して課される関税です。WTO協定において認められている貿易救済措置で、国内産業の保護を目的として、各国で導入されています。

不当廉売関税は特定の貨物の「品目」や「供給者」、「供給国」を指定し課税されます。そのため、この課税措置を免れるため、貨物の「品名」や「供給国」を変更しつつ、実質的に不当廉売関税の発動前と同等の商業行為を行う「迂回」の問題が生じていました。こうした迂回行為に対応するため、新たに「迂回防止制度」が創設されることとなりました。具体的には、迂回による損害と事実を調査し、下記のいずれかが確認された場合には、不当廉売関税と同等の割増関税が課されることになります。

- (1)第三国を経由して対象貨物を輸入する第三国迂回
- (2)対象貨物に軽微な加工を加えて輸入する軽微変更迂回
- (3)対象貨物の部品等を輸入し最終加工のみを日本で行う輸入国迂回

背景

上記の迂回問題に対し、G20をはじめとする主要国は、迂回行為が認められた場合に、不当廉売関税措置の対象国や產品を拡大する迂回防止制度を既に導入しています。迂回行為を抑制し、不当廉売関税制度の実効性を

高めるためには、WTO協定の目的・趣旨に沿った形で制度設計を行うことが重要であると考えられるところ、今般、新しく日本においても迂回防止制度が設けられることとなりました。

影響

不当廉売関税が課されていない場合でも、類似する貨物を輸入している場合は、上記三類型の迂回事実がないか事前に確認することが重要です。また、実際に迂回を意図していない場合でも、割増関税の対象であると指摘を受けた場合に備え、迂回ではないことを説明できるよう準備しておくことも重要です。

3. 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率無税化

概要

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油(以下「揮発油等」)8品目は、1年間の暫定税率が毎年更新されることで無税が継続適用されていましたが、今回の税制改正において、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することとなりました。

HS コード	品目	改正前税率		改正後税率	
		基本	暫定	基本	暫定
2710.12 2710.20	揮発油：政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	934 円 /kl	無税	無税	—
2710.12 2710.19 2710.20	灯油：政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	346 円 /kl	無税	無税	—
2710.12 2710.19 2710.20	軽油：政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	750 円 /kl	無税	無税	—

出所：「関税暫定措置法別表 1」を参照し PwC 関税貿易アドバイザリー合同会社作成

背景

揮発油等は、プラスチック、合成繊維及び薬品等の原料として、自動車、先進電子機器等のさまざまな産業に利用されています。石油化学製品製造用の揮発油等については、国産品だけでは国内需要を約4割しか満たせず、不足分を輸入する構造が今後も続くと見込まれています。また、国産の石油化学製品製造用揮発油等は輸入品より優先して取引されており、輸入品と国産品の価格差はありません。

このような状況の中、石油精製企業保護の必要性が薄れる一方で、諸外国において石油化学製品の生産能力が強化され、日本からの汎用的な石油化学製品の輸出量減少などの影響が出始めています。日本の石油化学製品の国際競争力を維持するためには、日本の石油化学企業の安価な原料調達を支援し、国内産業を保護する必要があります。また、揮発油等を原料とするさまざまな製品を安価に供給することで、消費者利益についても確保する必要があります。

このような背景をふまえ、関税率を無税とする必要性が中長期的に継続すると見込まれるため、暫定税率を廃止し、基本税率により関税を無税にすることとなりました。

影響

平成18年以降暫定無税措置が取られてきたため、実質的な産業界への影響は限定的とみられます。一方で、事業者による毎年の増税懸念が払拭され、将来の予見可能性が高まることも期待されます。

The takeaway

2026年度税制改正大綱における関税に関する改正点は、経済・社会の変化や国際的な動向を踏まえ、税制の公平性・透明性の向上と国内産業の競争力強化を目指した関税制度の見直しや不当廉売対策、産業支援策といった時代の要請に応じた改正が盛り込まれました。

また、急増している少額輸入貨物への対応として、今般の改正では個人使用貨物に適用されていた「課税価格決定の特例」の廃止が決定されましたが、少額免税制度や少額輸入貨物に対する簡易税率の見直しも引き続き議論される予定です。事業者においては、これらの改正を含めた新しい関税制度に向けた動きを注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザリー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザリーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー

オルソン ロバート

ディレクター

芦野 大

シニアマネージャー

濱田未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.